

2022年3月28日

各位

会 社 名 株式会社ニップン

代表者 代表取締役社長 前鶴 俊哉

(コード:2001 東証第一部)

問合せ先 広報部長 福山 幸一郎

(電話:03-3511-5307)

会 社 名 オーケー食品工業株式会社 代表 者 代表取締役社長 大重 年勝

(コード: 2905 JASDAQ)

問合せ先 専務取締役管理本部長 城後 精二

(電話:0946-22-2000)

# 株式会社ニップンによるオーケー食品工業株式会社の 完全子会社化に関する株式交換契約締結(簡易株式交換)のお知らせ

株式会社ニップン(以下「ニップン」)及びオーケー食品工業株式会社(以下「オーケー食品工業」)は、本日開催の両社の取締役会において、ニップンを株式交換完全親会社とし、オーケー食品工業を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」)を行うことを決議し、本日、両社間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」)を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、オーケー食品工業においては、2022年6月23日開催予定の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、ニップンにおいては、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに、本株式交換が行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日(2022年7月25日予定)に先立ち、オーケー食品工業の普通株式 (以下「オーケー食品工業株式」)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)JASDAQスタンダード市場(以下「JASDAQ」)(2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場(以下「スタンダード市場」))において、2022年7月21日付で上場廃止(最終売買日は2022年7月20日)となる予定です。

## 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

ニップン並びにニップンの子会社及び関連会社(以下「ニップングループ」)は、製粉事業を基盤として、プレミックスを扱う食品素材事業、パスタや家庭用グロサリーなどを扱う加工食品事業、冷凍生地や冷凍パスタを中心とした冷凍食品事業、弁当や惣菜を扱う中食事業など、食品事業を幅広く展開しております。さらに、健康食品や自然化粧品などを扱うヘルスケア事業、ペットフード事業、バイオ関連事業なども含めた各事業が有機的に連携した多角化を進めており、ニップングループとしての拡大を図っております。ニップングループは、連結売上高 5,000 億円、連結営業利益 250 億円を目指すという長期ビジョンを見据え、持続的成長を成し遂げるため、市場創造型商品開発、海外拠点の強化、M&A、新規事業の立ち上げといった様々な施策に取り組むことで、グループ経営の強化、シナジーの拡大によって経営資源を効率的に活用し、顧客満足度向上、高付加価値商品の開発、コストリダクション追求、システム自動化への投資をして収益力の強化を図っています。

一方、オーケー食品工業は、1967年の創業以来、油あげ及びあげ加工品の製造販売を主要な事業とし、合わせて惣菜類、和菓子等の仕入れ販売も行っております。特に、主力製品である「味付け油あげ」については伝統的製法を工業化し、「いなりずし」の国内地域ごとの特色を把握することで、顧客のニーズに応じた多種多様な規格、味付けの商品づくりを行っており、業務用味付け油あげ分野では全国トップクラスのシェアを有しております。「品質にこだわり安全で安心な商品づくり」の経営理念のもと、国内9ヶ所に営業拠点を構え、コンビニ、量販店、ストア、問屋等への味付け油あげの販売を展開しております。また最近は、諸外国において日本食に対する関心、評価が高まるなか、北米、欧州、オセアニア、東南アジアを中心とした30余りの国、地域に出荷を行うなど、伝統食である「いなりずし」の普及活動を通して、国内外における収益力の強化に努めております。

ニップンとオーケー食品工業は、2003 年 10 月にニップンがオーケー食品工業の優先株式を取得し、資本業務提携を開始して以来、両社の協力関係を強化してまいりました。2010 年にはニップンがオーケー食品工業株式の 51.37% (公開買付け後議決権ベース)を取得、連結子会社化し、以降両社は営業、生産、物流、購買、管理面での連携はもとより、人材派遣、設備資金、商品開発面他、多岐にわたる連携を通じて、両社のシナジー効果の達成に向けて協業してまいりました。

しかしながら、昨今オーケー食品工業においては、同業者間の競争の激化に加え、人件費・物流費の高騰等の影響から業績の低迷が続いていた最中、新型コロナウィルス感染症の感染拡大という未曽有の事態に直面し、併せて原材料費や燃料費の想定をはるかに超えた高騰という危機が発生し、業績回復に向けた先行きは一層不透明なものとなっております。また、現状のニップンとの資本業務提携によっても、オーケー食品工業には少数株主が存在することから、ニップンからオーケー食品工業に投入される経営資源や財政上の支援は限定的なものにとどまり、また、利益相反の問題が存在するため迅速な意思決定が困難な状況にあると考えております。更に、2022年4月に東京証券取引所の市場区分が再編されることとなり、現在 JASDAQへ上場しているオーケー食品工業は、新市場区分への移行に際してスタンダード市場への移行を検討していましたが、流通株式時価総額及び流通株式比率の点においてスタンダード市場の上場維持基準を充足しておらず、当該上場維持基準の充足には一定の不確実性が存在する上、相応の期間を要し、容易でないことも想定されていました。

この厳しい局面を乗り越えるためには、オーケー食品工業独自の経営資源及び財務基盤を活用するの みにとどまらず、ニップンとの更なる連携の強化及びニップンからの一層の支援を受けることが必要不 可欠であり、そのためにはニップンの完全子会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制のもとで業績回復 を目指すことが最善の方法であると判断し、2021 年8月にニップンに対して、完全子会社化の検討を依頼しました。これを受けてニップンは、オーケー食品工業の完全子会社化の是非について慎重に検討を行い、健康食品である大豆の加工技術を持つオーケー食品工業のビジネスは、将来的な拡大可能性を有するものであり、オーケー食品工業が現状の苦境を乗り越えるためには、これまで以上に両社が一体となって業績回復へ取り組むことが急務であるという認識を強く持つに至り、2021 年12 月にオーケー食品工業に対して、オーケー食品工業の完全子会社化に係る検討を推進する旨を伝えました。

一方で、オーケー食品工業は、上場を維持していくためには、東京証券取引所への「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」の提出が必要であったことから、2021 年 12 月 28 日付で、上場維持基準を充足していない上記各項目について、企業価値の向上による株価の上昇と事業法人等の所有する株式比率の縮小を課題として、改善に取り組むことを内容とする「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を公表しました。

その後両社間で協議・交渉を重ねた結果、ニップン及びオーケー食品工業は、本株式交換の実施により、ニップンがオーケー食品工業の完全親会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築した上でオーケー食品工業の持続的な成長を推進していくことが望ましいと判断したことから、本日、両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換の実施後、ニップン及びオーケー食品工業は、これまで以上に情報、人的資源の共有を図り、経営資源を相互に結集し、迅速かつ効率的に運用してまいります。具体的には、オーケー食品工業は、販売面においてはニップンとの共通の取引先の活用や紹介、購買面においては共同仕入れによる仕入れコストの削減、製造面においては工場管理やオペレーションのスキル、ノウハウの共有による生産性向上、生産コストの削減や商品の共同開発など、ニップンとの協業によるシナジー効果を享受できると考えております。また、本株式交換により、オーケー食品工業は、上場会社として必要となる管理部門の維持のための費用その他のコスト等、上場維持に伴うその他の経営負担の削減を図ることができるとともに、ニップンと他の少数株主の皆様との間における潜在的な利益相反関係が解消され、柔軟かつ迅速な意思決定を始めとした効率的な経営体制を構築し、事業戦略へ経営資源を集中することが可能となります。本株式交換の実施によってオーケー食品工業の大胆かつ柔軟性をもった事業戦略を可能とすることで、オーケー食品工業の継続的な成長・発展にも大きく貢献できるとともに、中長期的な観点でオーケー食品工業を含めたグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

#### 2. 本株式交換の要旨

## (1) 本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日	2022年3月28日
(ニップン・オーケー食品工業)	
株 式 交 換 契 約 締 結 日	2022年3月28日
(ニップン・オーケー食品工業)	
株主総会基準日(オーケー食品工業)	2022年3月31日
株式交換契約承認定時株主総会決議日	2022年6月23日 (予定)
(オーケー食品工業)	
最終売買日(オーケー食品工業)	2022年7月20日 (予定)
上場廃止日(オーケー食品工業)	2022年7月21日 (予定)
株式交換の実施予定日(効力発生日)	2022年7月25日 (予定)

- (注1) ニップンは会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに本株式交換を行う予定です。
- (注2) 本株式交換の日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合 には、両社間で協議及び合意の上、変更されることがあります。

## (2) 本株式交換の方式

ニップンを株式交換完全親会社、オーケー食品工業を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、2022年6月23日開催予定のオーケー食品工業の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で行われる予定です。なお、ニップンは会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得ずに本株式交換を行う予定です。

#### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	ニップン	オーケー食品工業
	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.63
本株式交換により交付する株式数	ニップンの普通株式:	1,140,964 株(予定)

### (注1) 株式の割当比率

オーケー食品工業株式1株に対して、ニップンの普通株式(以下「ニップン株式」)0.63株を割当交付いたします。ただし、ニップンが保有するオーケー食品工業株式1,890,914株(2021年9月30日時点)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

## (注2) 本株式交換により交付するニップン株式の株式数

ニップンは、本株式交換に際して、本株式交換によりニップンがオーケー食品工業の発行済株式(ただし、ニップンが保有するオーケー食品工業株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」)におけるオーケー食品工業の株主の皆様(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、ニップンを除きます。)に対して、その所有するオーケー食品工業株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のニップン株式を割当交付する予定です。ニップンは、かかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、オーケー食品工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全部を、基準時までに消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、オーケー食品工業の自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

#### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ニップンの単元未満株式 (100 株未満の株式) を保有することとなるオーケー食品工業の株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、ニップン株式に

関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において 単元未満株式を売却することはできません。

- ① 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、ニップンの単元未満株式を保有する株主の皆 様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをニップンに対して請求することが できる制度です。
- ② 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し) 会社法第194条第1項及びニップンの定款第8条に基づき、ニップンの単元未満株式 を保有する株主の皆様が、ニップンに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて 1単元100株となる数のニップン株式を売り渡すことを請求し、これをニップンから 買い増すことができる制度です。

### (注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ニップン株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるオーケー食品工業の株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当するニップン株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

オーケー食品工業は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はございません。

## 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

## (1) 割当ての内容の根拠及び理由

ニップン及びオーケー食品工業は、本株式交換に用いられる上記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ニップンは大和証券株式会社(以下「大和証券」)を、オーケー食品工業は野村證券株式会社(以下「野村證券」)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

ニップンにおいては、下記 (4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、ニップンの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、ニップンの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、オーケー食品工業においては、下記(4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、オーケー食品工業の第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの助言、オーケー食品工業がニップンに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに支配株主であるニップンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といい、その詳細については下記(4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」をご参照ください。)からの指示、助言及び2022年3月28日付で

受領した答申書(詳細については、下記8.(3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。)の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記(2)②「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることも踏まえ、オーケー食品工業の少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、オーケー食品工業において、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、ニップン及びオーケー食品工業は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、ニップン及びオーケー食品工業は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び両社との関係

ニップンの第三者算定機関である大和証券及びオーケー食品工業の第三者算定機関である野村證券はいずれも、ニップン及びオーケー食品工業の関連当事者には該当せず、ニップン及びオーケー食品工業からは独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ② 算定の概要

大和証券は、ニップンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

オーケー食品工業については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」)を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2022 年 3 月 25 日を算定基準日として、東京証券取引所 JASDAQ における算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法においては、オーケー食品工業より提供された財務予測をニップンが独自に検討し、2022 年 3 月期から 2027 年 3 月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、ニップン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のオーケー食品工業の評価レンジは、 以下のとおりとなります。

採用	株式交換比率の算定結果	
ニップン	オーケー食品工業	休八父揆几半の昇足結果
<b>士担</b>	市場株価法	0.587~0.620
市場株価法	DCF 法	0. 217~0. 783

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、オーケー食品工業及びニップンから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、オーケー食品工業の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2022年3月25日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、オーケー食品工業の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券が DCF 法による算定の前提としたオーケー食品工業の財務予測において、大幅な増減益を見込んでおります。具体的には、2025 年 3 月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び製品販売価格の値上げによる売上高増加に加え、2022 年 3 月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2026 年 3 月期及び 2027 年 3 月期において、市況改善に伴う売上高の回復及び 2022 年 3 月期に竣工した新工場に係る減価償却負担の軽減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としております。

野村證券は、ニップンについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用して算定しました。

オーケー食品工業については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法をそれぞれ採用して算定を行いました。各評価手法におけるニップン株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のオーケー食品工業の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.57~0.62
DCF 法	0.36~0.78

なお、市場株価平均法については、2022年3月25日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日から遡る5営業日、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、オーケー食品工業が作成した 2022 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの財務予測に基づく将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長法を採用しております。具体的には割引率は5.00%~6.00%を使用しており、永久成長率は-0.25%~0.25%として算出しております。野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。オーケー食品工業の財務予測その他将来に関する情報については、オーケー食品工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は 2022 年 3 月 25 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、

オーケー食品工業の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的と しております。

なお、野村證券が DCF 法による算定の前提としたオーケー食品工業の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期、2024年3月期、2025年3月期、2026年3月期及び2027年3月期において、新型コロナ感染拡大時における売上減少分の回復及び2023年3月期に実施する製品販売価格の値上げによる売上増加、2022年3月期に竣工した新工場の本格稼働による生産効率の向上及び減価償却負担の軽減、並びに、大豆を中心とする主要原材料の調達価格改善等の累積効果によるコスト削減により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

## (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日(2022年7月25日を予定)をもって、オーケー食品工業はニップンの完全子会社となり、オーケー食品工業株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2022年7月21日付で上場廃止(最終売買日は2022年7月20日)となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、オーケー食品工業株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりオーケー食品工業の株主の皆様に割り当てられるニップン株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も東京証券取引所での取引が可能であることから、基準時においてオーケー食品工業株式を159株以上保有し、本株式交換によりニップン株式の単元株式数である100株以上のニップン株式の割当てを受けるオーケー食品工業の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において 159 株未満のオーケー食品工業株式を保有するオーケー食品工業の株主の皆様には、ニップン株式の単元株式数である 100 株に満たないニップン株式が割り当てられます。そのような単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とするニップンの配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所市場において売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ニップンに対し、その保有する単元未満株式を買取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をニップンから買増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、オーケー食品工業の株主の皆様は、最終売買日である 2022 年 7 月 20 日 (予定) までは、東京証券取引所において、その保有するオーケー食品工業株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

## (4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)

本株式交換は、ニップンが、既にオーケー食品工業株式 1,890,914 株 (2021 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 3,718,141 株から自己株式数 16,173 株を減じた株式数に占める所有割合にして 51.07%) を保有しており、オーケー食品工業はニップンの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性

を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

### ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ニップンは、ニップン及びオーケー食品工業から独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2022年3月25日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

他方、オーケー食品工業は、ニップン及びオーケー食品工業から独立した第三者算定機関である 野村證券を選定し、2022年3月28日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算 定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ニップン及びオーケー食品工業は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財 務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

## ② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてニップンは中村・角田・松本法律事務所を、オーケー食品工業はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、中村・角田・松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、いずれもニップン及びオーケー食品工業から独立しており、重要な利害関係を有しません。

## ③ オーケー食品工業における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

オーケー食品工業は、2022年1月12日、本株式交換に係るオーケー食品工業の意思決定に慎重を期し、また、オーケー食品工業取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがオーケー食品工業の少数株主の皆様にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、いずれも、ニップンと利害関係を有しておらず、オーケー食品工業の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている家永由佳里氏(弁護士 徳永・松崎・斎藤法律事務所)及びオーケー食品工業の社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届け出ている古賀知行氏(弁護士 さくら咲き法律事務所)並びに長谷川臣介氏(公認会計士 長谷川公認会計士事務所)の3名により構成される本特別委員会を設置し、本株式交換を検討するに当たって、本特別委員会に対し、(i)本株式交換の目的は合理的と認められるか(本株式交換がオーケー食品工業の企業価値向上に資するかを含む。)、(ii)本株式交換の条件(本株式交換における株式交換比率を含む。)の公正性が担保されているか、(iii)本株式交換において、公正な手続を通じたオーケー食品工業の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び(iv)上記(i)から(iii)のほか、本株式交換はオーケー食品工業の少数株主にとって不利益でないと考えられるか(以下(i)乃至(iv)を総称して「本諮問事項」)について諮問しました。

本特別委員会は、2022 年 1 月 17 日から 2022 年 3 月 25 日までに、会合を合計 11 回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、まず、オーケー食品工業が選任した第三者算定機関である野村證券及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業につき、いずれも独立性及び専

門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、オーケー食品工業から は、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となるオーケー 食品工業の財務予測の作成手続及び内容、本株式交換の検討体制・意思決定方法等について説明を 受けたほか、ニップンに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、ニップンか ら、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換を選択した理由、本株式交換後 の経営方針や従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、オーケー食品 工業の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、本株式 交換に係るオーケー食品工業の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の 本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関 して助言を受けるとともに、ニップンに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について報告を 受けております。さらに、オーケー食品工業は、山田コンサルティンググループ株式会社及び税理 士法人山田&パートナーズ(以下、両社を総称して「山田コンサル」)に対して、ニップンに対す る財務・税務デュー・ディリジェンス(本特別委員会にて山田コンサルがニップン及びオーケー食 品工業との間に重要な利害関係を有していないことを確認しております。)の実施を依頼し、本特 別委員会は、山田コンサルから財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について報告を受けてお ります。加えて、オーケー食品工業の第三者算定機関の野村證券から株式交換比率の算定方法及び 算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。なお、本特別委員会は、ニップンとオーケー食品 工業との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容につき適時に報告を受けた上で、 ニップンから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回にわたり交渉の方針 等について協議を行い、オーケー食品工業に意見する等して、ニップンとの交渉過程に関与してお ります。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は、オーケー食品工業の少数株主にとって不利益なものとは認められない旨の答申書を、2022年3月28日付で、オーケー食品工業の取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要については、下記8.(3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照ください。

④ オーケー食品工業における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査 役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催のオーケー食品工業の取締役会においては、オーケー食品工業の取締役7名のうち、大重年勝氏及び太田伸一氏は過去10年以内にニップンの役職員であったため、利益相反を回避する観点から、大重年勝氏及び太田伸一氏を除く5名の取締役による審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。

また、上記の取締役会においては、オーケー食品工業の監査役3名のうち、布施谷剛氏はニップンの役職員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、布施谷剛氏を除く他の2名の監査役が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

## 4. 本株式交換の当事会社の概要

					株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
	(1)	名		称	株式会社ニップン	オーケー食品工業株式会社
	(2)	所	在	地	東京都千代田区麹町四丁目8番地	福岡県朝倉市小田 1080 番地 1

(3)	代表者の役職・ 氏 名	代表取締役社長 前鶴 俊哉	代表取締役社長 大重 年勝	
(4) 事業内容		製粉事業(小麦粉、ふすま、そば粉等)、食品事業(家庭用小麦粉、プレミックス、パスタ、冷凍食品、中食関連食品、米粉等)等	油あげ及びあげ加工品の製造及び販売	
(5)	資 本 金	12, 240 百万円 (2021 年 9 月 30 日現在)	1,859 百万円 (2021 年 9 月 30 日現在)	
(6)	設立年月日	1896年9月26日	1977年9月2日	
		(普通株式)	(普通株式)	
(7)	発行済株式数	78, 824, 009 株	3, 718, 141 株	
		(2021年9月30日現在)	(2021年9月30日現在)	
(8)	決 算 期	3月末	3月末	
(0)	<b>公 米 日 料</b>	(連結) 3,880 人	(連結) 434 人	
(9)	従 業 員 数	(2021年3月31日現在)	(2021年3月31日現在)	
(10)	<b>之</b>	株式会社ファミリーマート、伊藤忠	ベンダーサービス株式会社、三井物	
(10)	主要取引先	商事株式会社	産株式会社、伊藤忠商事株式会社	
(11)	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、農林中央金庫、三井住友信託銀行株式会社	株式会社西日本シティ銀行、株式会 社りそな銀行、株式会社佐賀銀行、 三井住友信託銀行株式会社	
		日本マスタートラスト信託銀行株式	株式会社ニップン	
		会社(信託口)	51. 07%	
		10.8%	株式会社西日本シティ銀行	
		ニップン取引先持株会	4. 67%	
		5.8%	JA 三井リース九州株式会社	
		大樹生命保険株式会社	4. 57%	
		4.5%	甘木共栄会	
		三井物産株式会社	4. 22%	
		4.4%	西日本ユウコ―商事株式会社	
(12)	大株主及び	株式会社ダスキン	3. 83%	
(1=)	持 株 比 率	3.3%	松井証券株式会社	
		伊藤忠商事株式会社	3. 17%	
		2.9%	三井物産株式会社(常任代理人 株	
		株式会社三井住友銀行	式会社日本カストディ銀行)	
		2.9%	2. 96%	
		農林中央金庫	河井 英夫	
		2.7%	1. 65%	
		三井住友海上火災保険株式会社	株式会社サナス	
		2.6%	1. 39%	
		株式会社日本カストディ銀行	オーケー食品工業従業員持株会	

									1
				(信託口)			1. 02%		
				2.5%			(2021年9月30日現在)		
				(2021年9	月 30 日現在)				
(13)	当事会	☆社間(	の関係						
				ニップンは、	オーケー食	品工業の発行	済株式数(3,	718,141 株)	から自己株
	資本	、 関	係	式数(16, 17	73 株)を減じ	た株式数の5	51.07%に相当	iする 1,890,9	)14 株の株
				式を保有して	ており、親会	社であります			
				ニップンの行	<b>辻業員1名が</b>	、オーケー食	品工業の監査	役を兼務して	こおりま
	人的	り 関	係	す。また、ス	オーケー食品	工業は、2021	年9月30日	現在、ニップ	シより5名
				を出向者と	して受け入れ	ております。			
	#. ¬		H	ニップン、ス	オーケー食品	工業相互に製	品の仕入れ、	販売の取引が	ぶありま
	取引	関	係	す。					
	関連当	4事者	<u>への</u>	オーケー食品	品工業はニッ	プンの連結子	会社であり、	ニップンとオ	ーーケー食
	該当	4 状	況	品工業は相互	互に関連当事	者に該当しま	す。		
(14)	最近3	年間の	の経営	成績及び財政	状態				
				1	ップン(連結	)	オーケ	一食品工業(	連結)
	決算期	月		2019年	2020年	2021年	2019年	2020年	2021年
				3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期
純	資		産	154, 986	158, 581	169, 126	2, 332	2, 199	2, 060
総	資		産	293, 392	290, 428	308, 017	8, 252	8, 178	10, 361
1株	当たり糸	吨資産	(円)	1, 961. 17	2, 006. 14	2, 141. 91	630. 09	594. 14	556. 64
売	上		高	335, 399	344, 839	329, 566	9, 133	9, 304	7, 964
営	業	利	益	11, 222	11, 101	10, 331	△50	△52	△422
経	常	利	益	13, 065	12, 740	12, 620	14	△19	△278
親会社株主に帰属する			0.455	0.041	0.000		٨٠٠	A 110	
当	期紅	利	益	8, 455	8, 941	8, 608	1	△114	△118
1	株当	た	り	100 50	110 81	110.05	0.00	A 00 00	A 00 10
当期	割純 利	益 (	円)	108. 78	116. 71	112. 27	0. 33 $\triangle$ 30. 96 $\triangle$ 32. 13	△32. 13	
1株	当たり間	記当金	(円)	32.00	34.00	36.00	_	_	_

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

(注) 持株比率については、自己株式を除く発行済株式総数に基づいて計算しております。

# 5. 本株式交換後の状況

				株式交換完全親会社
(1)	(1) 名 称			株式会社ニップン
(2)	所	在	地	東京都千代田区麹町四丁目8番地
(3)	(3) 代表者の役職・氏名		氏名	代表取締役社長 前鶴 俊哉
(4)	事業内容		容	製粉事業(小麦粉、ふすま、そば粉等)、食品事業(家庭用小麦粉、プ
(4)	尹	業内	谷	レミックス、パスタ、冷凍食品、中食関連食品、米粉等)等
(5)	資	本	金	12,240 百万円

(6)	決	算	期	3月末
(7)	純	資	産	現時点では確定しておりません。
(8)	総	資	産	現時点では確定しておりません。

#### 6. 会計処理の概要

ニップン連結決算において、本株式交換は、企業結合に関する会計基準における共通支配下の取引等 に該当する見込みです。

### 7. 今後の見通し

オーケー食品工業は、既にニップンの連結子会社であり、本株式交換によるニップン及びオーケー食品工業の業績への影響については、いずれも軽微である見込みです。

#### 8. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

ニップンは、オーケー食品工業株式 1,890,914 株(2021 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(3,718,141 株)から自己株式数(16,173 株)を減じた株式数の 51.07%に相当する株式)を保有しており、オーケー食品工業の支配株主であることから、本株式交換は、オーケー食品工業にとって支配株主との取引等に該当します。

オーケー食品工業が 2021 年 12 月 28 日に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に おいては、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、支配 株主と取引を行う場合には、オーケー食品工業と関連を有しない一般取引先と同様に市場価格を参考 の上、その都度交渉を行い、価格を決定する旨を記載しています。

オーケー食品工業は、上記3.(4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、本株式交換について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、株式交換比率を決定し、本株式交換を行う予定です。

したがって、本株式交換は、上記のオーケー食品工業の「支配株主との取引等を行う際における少数 株主の保護の方策に関する指針」に適合していると判断しております。

## (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記(1)「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本株式交換は、オーケー食品工業にとって支配株主との取引等に該当することから、オーケー食品工業は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、その取締役会において、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討し、さらに上記3.(4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない 者から入手した意見の概要

オーケー食品工業は、上記3.(4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」に記載のとおり、本株式交換に係るオーケー食品工業の意思決定に慎重を期し、また、オーケー食品工業取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を

担保するとともに、当該取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることがオーケー食品工業の少数株主にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、本特別委員会を設置し、本 諮問事項について、諮問いたしました。

その結果、オーケー食品工業は、本特別委員会から、2022年3月28日付で、大要以下のとおりの 答申書を受領いたしました。

① 本株式交換の目的は合理的と認められるか(本株式交換がオーケー食品工業の企業価値向上に 資するかを含む。)

オーケー食品工業は、売上げの低迷、設備老朽化による生産ロスの継続及び残業代等人件費の増加等により業績が低迷していた最中、新型コロナウィルス感染症の感染拡大、原材料費及び燃料費の高騰に直面し、業績回復に向けた先行きが不透明である。

本株式交換の目的は、このような状況を踏まえ、親会社であるニップンとの更なる連携の強化及びニップンからの一層の支援を受けるために、ニップンの完全子会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制のもとで業績回復を目指すことである。

この点、本株式交換の実施により予想される効果として、ニップンとの更なる情報・人的資源の共有による、経営資源の迅速かつ効率的な運用、上場廃止による上場維持コストの削減、ニップンと他の少数株主との間における潜在的な利益相反関係の解消、上場に伴う情報開示による、非上場競業他社への営業情報の流出回避、販売製造分野におけるニップンとの協業によるシナジー効果が期待できると考えられるが、これらの効果について、オーケー食品工業とニップンの関係や、ニップングループの業務内容・実績を踏まえると、実現可能性を否定するに足りる事情はない。また、かかる効果により、大胆かつ柔軟性をもった事業戦略が可能となり、業績回復と将来の継続的な成長・発展並びに経営が安定しているニップンの完全子会社となることによる地域におけるイメージ向上及び社員のモチベーション上昇の効果が得られると考えられる。

以上のとおり、本株式交換から予想される効果とその実現可能性に鑑みると、本株式交換の 目的は、オーケー食品工業の企業価値向上に資するものとして合理的であると考える。

② 本株式交換の条件(本株式交換における株式交換比率を含む。)の公正性が担保されているかイ. 本株式交換比率の合理性

オーケー食品工業及びニップンから独立した第三者算定機関である野村證券より受領した 2022 年 3 月 28 日付算定書によると、本株式交換比率は、DCF 法による算定レンジの範囲内に あり、かつ、レンジの中央値を超える水準となっていることが認められる。また、DCF 法にお ける算定根拠となるオーケー食品工業の事業計画は、ニップンとは利害関係のないオーケー食品工業の担当者が作成したものであり、その内容について特段不合理な点や恣意的に下方修正 された事情は認められない。さらに、野村證券はオーケー食品工業及びニップンから独立した 第三者算定機関であることから、本事業計画に基づくオーケー食品工業の株式価値算定結果に おいて、オーケー食品工業の株式価値が不当に低く評価されるような事情はないと考えられる。

また、本株式交換比率は、市場株価平均法による比率を上回るプレミアムが存している。なお、オーケー食品工業がニップンに対して実施した法務及び財務・税務デュー・ディリジェンスの結果、株式交換比率に影響を与える事象は認められていない。

したがって、本株式交換比率は合理的であると考える。

### ロ. 交渉過程手続の公正性

本株式交換の交渉過程においては、交渉の進捗や結果についてオーケー食品工業のアドバイザーらに共有し、本特別委員会の意見を踏まえて交渉している。また、ニップンとの間で複数回にわたる株式交換比率に関する交渉を行っていること等の交渉経緯からも、本株式交換手続の公正性が担保されているものといえる。

#### ハ. 小括

以上のとおり、本株式交換比率は妥当であると考える。また、本株式交換比率以外の本株式 交換の条件(株式交換契約の条項やスキーム)についても、リーガル・アドバイザーによるレ ビューと助言を得て検討した結果、一般的なものであり、オーケー食品工業に不利な条件はな く、公正であると考える。

③ 本株式交換において、公正な手続を通じたオーケー食品工業の株主の利益への十分な配慮がな されているか

#### イ. オーケー食品工業による利益相反回避体制

オーケー食品工業の取締役会においては、本株式交換に関し利益相反関係がある、又はその おそれがあると考えられる取締役は、これらの取締役会の審議・決議の全過程に参加・関与し ておらず、また、現在ニップン役職員を兼務しているオーケー食品工業の監査役も、取締役会 審議の全過程に参加していない。

上記のほか、ニップンの利害関係者が本株式交換にかかる検討過程に直接又は間接に関与し 不当な影響を与えたことを推認させる事情も認められない。

## ロ. 公正性担保措置の確保

本株式交換について検討するにあたり、オーケー食品工業は、支配株主であるニップンとの間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される本特別委員会を設置して、オーケー食品工業の取締役会から本特別委員会に対し本諮問事項について諮問を行い、その判断内容を最大限尊重するなどの措置を取っている。

さらに、オーケー食品工業は、本特別委員会がオーケー食品工業及びニップンからの独立性 と専門性を確認し、承認した、本株式交換にかかるリーガル・アドバイザーである、アンダー ソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の弁護士より、法的助言・意見を得て、また、特 別委員会がオーケー食品工業及びニップンからの独立性と専門性を確認し、承認した、第三者 算定機関及びフィナンシャル・アドバイザーである、野村證券から助言・意見等を取得し、

「②本株式交換の条件(株式交換比率を含みます。)の妥当性」で述べたとおり、オーケー食品工業の本源的な株式価値とニップンの株式価値から公正に算定した株式交換比率算定書を取得して、本株式交換の条件を検討しており、公正担保措置が確保されていると考える。

### ハ. 小括

以上のとおり、上記各種の公正性担保措置を取り、独立当事者間取引と同視し得る状況で交 渉が行われたと評価でき、本株式交換に至る交渉過程等の手続は公正であるものと考える。 ④ 上記①から③のほか、本株式交換はオーケー食品工業の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

上記①乃至③その他の事項を踏まえ検討した結果、本株式交換はオーケー食品工業の少数株 主にとって不利益ではないと考える。

以上

# (参考) 当期(連結)業績予想及び前期(連結)実績

ニップン

(単位:百万円)

				親会社株主に
	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	帰属する
				当期純利益
当期業績予想	220, 000	11, 100	19 700	0.000
(2022年3月期)	320, 000	11, 100	12, 700	9, 000
前期実績	220 566	10.001	12 620	9 609
(2021年3月期)	329, 566	10, 331	12, 620	8, 608

# オーケー食品工業

(単位:百万円)

				親会社株主に
	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	帰属する
				当期純利益
当期業績予想	0 900	<b>△630</b>	△610	∧ <i>6</i> 20
(2022年3月期)	8, 200	△630	△010	△630
前期実績	7 064	A 499	A 979	A 110
(2021年3月期)	7, 964	$\triangle 422$	$\triangle 278$	△118